

27年 2月20日  
前 1時28分  
書記官送達

乙C第39号証

令和7年2月20日判決言渡 同日原本受領・裁判所書記官

損害賠償請求控訴事件

(原審 京都地方裁判所 )

口頭弁論終結日 令和6年11月27日

5 判 決

[Redacted]

控訴人 (原審原告)

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被控訴人 (原審被告)

国

10

同代表者法務大臣

鈴 木 馨 祐

同指定代理人

同

同

同

15

同

同

同

同

同

20

同

同

同

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

25

事 実 及 び 理 由

## 第1 控訴の趣旨

1. 原判決を取り消す。
2. 被控訴人は、控訴人に対し、10万円及びこれに対する平成30年3月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要等

(以下、控訴人(原審原告)を「原告」、被控訴人(原審被告)を「被告」という。それ以外の略称は、特に断らない限り、原判決の例による。「別紙」は、原判決添付のものを指す。)

### 1 事案の概要

本件は、未決拘禁者として[ ] 拘置所に收容されていた原告が、① [ ] 拘置所が、平成30年3月21日から同月31日までの11日間(本件期間)にわたり献立の変更(本件献立変更)をし、1日当たりの標準栄養量を下回る副食を原告に支給したこと、②本件献立変更による食事が吐き気を催すほどのまずさであったこと、③本件献立変更によりパン及びぜんざいが支給されなかったこと、④原告が本件献立変更の理由等について説明を求めたにもかかわらず、[ ] 拘置所の職員が説明を拒否したこと、⑤ [ ] 矯正管区長が、原告の行政相談を受けて [ ] 管区行政評価局(行政評価局)が実施した調査に対し、本件献立変更について、虚偽かつ原告の基本的人権を蹂躪する内容の回答をしたことが、それぞれ国家賠償法(国賠法)1条1項の適用上違法であるとして、被告に対し、慰謝料10万円及びこれに対する違法行為の日である平成30年3月21日から支払済みまで民法(平成29年法律第44号による改正前のもの)所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、原告の請求を棄却したところ、原告がこれを不服として本件控訴を提起した。

### 2 前提事実

原判決の「事実及び理由」第2の2(原判決2頁18行目～7頁1行目)に

記載のとおりであるから、別紙を含め、これを引用する。

### 3 争点

- (1) 本件献立変更の違法性（争点1）
- (2) 本件献立変更の理由説明拒否の違法性（争点2）
- (3) 行政評価局への虚偽回答の違法性（争点3）
- (4) 原告に生じた損害及びその額（争点4）

### 4 争点に関する当事者の主張

原判決の「事実及び理由」第2の4（原判決7頁7行目～13頁7行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

## 10 第3 当裁判所の判断

### 1 判断の骨子

当裁判所も、争点1～3についていずれも違法性は認められず、争点4について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、当審における当事者の主張を踏まえ、後記2のとおり原判決を補正し、後記3のとおり補足説明を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」第3の1～4（原判決13頁9行目～24頁7行目）に記載のとおりであるから、別紙を含め、これを引用する。

### 2 原判決の補正

- (1) 20頁4～5行目の「最低限度の生活」を「国民生活の実情を反映した水準」と改める。
- (2) 20頁14～15行目の「一般国民においても、災害時でなくても食費が不足したとすれば、非常食等でやりくりをすることもあり得ることであって」を、「一般国民においても、食費が不足した場合や、備蓄していた非常食の賞味期限が近づいてきた場合など、災害時以外に非常食等を喫食することは十分にあり得ることであって」と改める。
- (3) 21頁25行目～22頁1行目の「また、          矯正管区が、繰越在庫購入

見込額を踏まえて増額しないとの方針を示したことも不合理であるとはいえない。」を、次のとおり改める。

「また、原告は、          矯正管区が、          拘置所に対し、繰越在庫購入見込額が計上されていることを踏まえて、平成29年度の被収容者食糧費を増額しないとの方針を示したことについて、机上の計算のみを根拠とする判断で、不当であると主張するが、繰越在庫購入見込額を考慮に入れた上で、当該年度の被収容者食糧費の不足の有無を判断したことが不合理であるとはいえないし、計算方法に誤りがあるとも認められない。」

(4) 22頁18～20行目の「しかし、当該給食委員会で決められていたことは、クレームや質問に対応できるようにすることであり、必ずしも理由を説明することまでを定めていたとはいえない。」を、次のとおり改める。

「しかし、平成30年3月9日に開催された給食委員会において処遇首席が指示したのは、『被収容者からの苦情や質問も多くあると思料されるので、職員に状況を説明し、対処できるように事前に周知願いたい。』というものであり（弁論の全趣旨）、これは、本件献立変更に関する被収容者からの質問等に対処できるように、事前に、職員に対して状況説明をしておくように指示するものにすぎない。処遇首席の上記指示は、          拘置所の職員に対し、本件献立変更の理由を被収容者に説明するよう指示するものとは認められず、同職員において被収容者に対して本件献立変更の理由を説明すべき職務上の注意義務の根拠となり得るものではない。原告の主張は、前提を欠き、採用することができない。」

### 3 補足説明

(1) 原告は、          拘置所職員が          矯正管区に直接足を運ぶなどして、          拘置所において平成29年度の被収容者食糧費の増額が必要な事情を詳細に説明し、増額するよう訴えなかったことが職務上の注意義務に反するなど主張する。

しかし、本件献立変更により、原告の権利又は法的利益が侵害されたとはいえず、本件献立変更に違法性が認められないことは、前記補正の上引用した原判決が説示するとおりであるから、          拘置所職員において原告の主張に係る行為をすべき職務上の注意義務があったとは認められない。原告の上記主張は採用することができない。

(2) 原告は、          拘置所用度課長が、原告の教示願に対して回答しない理由とした「管理運営上の支障」の意味が不明であるにもかかわらず、「管理運営上の支障」が生じることを理由に回答しなかったことが問題であるとはいえないとするのは、判断として不合理であるなどと主張する。

しかし、そもそも、          拘置所の職員において、被収容者に対して本件献立変更の理由を説明すべき職務上の注意義務が認められないことは、前記補正の上引用した原判決が説示するとおりである。したがって、原告の上記主張は、争点2（本件献立変更の理由説明拒否の違法性）に関する前記判断を左右するものではない。

(3) 原告は、11日間にわたり標準栄養量を下回る熱量の副食が提供されたことにより、被収容者には、少なくとも精神的な健康被害が生じたのであるから、そのような副食を提供したことについて、          拘置所職員の職務上の義務違反があると主張する。

しかし、本件期間において標準栄養量を下回る熱量の副食が提供されたことが、直ちに被収容者に肉体的な健康被害を生じさせるとはいえないことは、前記補正の上引用した原判決が説示するとおりである（原告も、本件献立変更により肉体的な健康被害を被ったとは主張していない。）。したがって、標準栄養量を下回る熱量の副食が提供されたことに対し、被収容者が主観的に不満を抱いたとしても、それをもって、被収容者に損害賠償が必要な程度の精神的苦痛が生じたと評価することはできない。原告の上記主張は採用することができない。

(4) 原告は、事情聴取結果報告書に記載された[ ]の医学的所見の内容（認定事実(4)）は、抽象的であり、本件献立変更により被收容者に健康被害が生じる可能性はないとするが、そこで言及されている「健康被害」がいかなるものなのかが不明であるから、上記意見を重視すべきではないなどと主張する。

同報告書において、「健康被害」とは、被收容者の健康に何らかの悪影響が生じることという意味合いで用いられていると解されるところ、本件献立変更後の食事について、被收容者に上記の意味の「健康被害」が生じる可能性があるとするに足りる的確な証拠はない。ほかに本件献立変更の違法性を基礎づける事情は認め難いから、原告の上記指摘は、争点1（本件献立変更の違法性）に関する前記判断を左右するものではない。

(5) 原告は、本件献立変更後の食事に不平不満を抱いた者が多数存在することは、[ ]拘置所職員に職務上の義務違反があったことの証左であるという趣旨の主張をする。

しかし、本件献立変更後に標準栄養量を下回る副食が提供されたこと、非常食が提供されたこと、汁物の具が種類しかなかったことや、本件献立変更後の食材の組み合わせ方や味付けが、被收容者の生存や健康の保持に支障を生じさせるものとも、国民生活の実情を反映した水準を下回るものとも認められず、本件献立変更に関し、[ ]拘置所職員に職務上の義務違反が認められないことは、前記補正の上引用した原判決が説示するとおりである。

本件献立変更後の食事に対する不平不満は、献立や食事量についての好みや習慣等を反映した被收容者らの主観的な感情にすぎず、仮に、不平不満を抱く者が多数存在したとしても、それだけでは[ ]拘置所職員の職務上の義務違反を基礎づけるものとはいえない。原告の上記主張は採用することができない。

(6) 原告は、平成30年3月12日付け法務省矯医第44号通達「被收容者に対するパンの給与について」（同年4月1日実施。以下「平成30年通達」と

いう。)は、5日に1回(1か月で6回)、主食として米麦類に代えてパンを  
給与することを義務付けていると主張し、本件期間中に適用されていた平成  
29年3月3日付け法務省矯医第29号通達「被収容者に対するパンの給与  
について」にも同様の規定があったから、■■■■拘置所職員が、本件献立変更  
により原告にパンを支給しなかったことは、上記義務に違反すると主張する。

しかし、平成30年通達は、その内容に照らし、矯正施設においてパンを  
給与できる上限回数を定めたものであり、■■■■拘置所職員に対し、被収容者  
への5日に1回・月6回のパンの給与を義務づけたものと認めることはでき  
ない。

したがって、原告の主張は、平成30年通達の誤った解釈を前提とするも  
のであって、採用することができない。

(7) 原告は、■■■■拘置所職員には、本件期間と同時期に施工されたLED照明  
機器の導入工事を延期し、工事費を食糧費の不足に充てても、本件献立変  
更を阻止すべき義務があったなどと主張する。

しかし、本件献立変更により、原告の権利又は法的利益が侵害されたとは  
いえず、本件献立変更に違法性が認められないことは、前記補正の上引用し  
た原判決が説示するとおりであるから、■■■■拘置所職員に原告の主張に係る  
職務上の注意義務があったとは認められない。

(8) 原告は、ほかにも種々の主張をするが、いずれも当裁判所の判断を左右す  
るものではない。

#### 4. 原告の文書提出命令の申立てについて

(1) 原告は、当審において、①原告が本件献立変更等について■■■■拘置所長及  
び法務大臣に対して行った苦情の申出及びそのてん末が記録された文書、②  
■■■■拘置所による平成29年度及び平成30年度における食材購入費全般の  
内訳が記録された文書、③本件献立変更に関し、原告以外の被収容者による  
■■■■拘置所長、法務大臣及び監査官に対する苦情申出の件数に関する文書の

提出を求めて文書提出命令の申立て（当庁 [redacted]）をした。

しかし、上記①～③の各文書は、いずれも、争点に対して判断するために取り調べる必要性が認め難いことから、原告の上記申立てを却下した。

5 (2) 原告は、原審裁判所が、原告の文書提出命令の申立て（京都地方裁判所 [redacted]）を証拠調べの必要性がないことを理由に却下したのは違法であるなどと主張する。

10 上記申立ての対象文書は、上記①、②のほか、④「(目)被收容者食糧費に係る予算現況調書(平成30年1月10日現在)の提出について」(乙4の1)のマスクングのないもの、⑤ [redacted] 矯正管区調査官から食糧費増額をしない旨の連絡があった際の文書又は当該連絡の態様を記録した文書であるところ、これらは、いずれも、争点に対して判断するために取り調べる必要性が認め難いものである。したがって、原審裁判所が同申立てを却下したことが違法であるとする原告の主張は理由がない。

15 第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第2民事部

20

裁判長裁判官

三 木 素 子

25

大川瀬子



田中俊行



裁判官

裁判官

10

5



これは正本である。

令和7年2月20日

大阪高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 河合由

